

社会保険への加入の許可要件化について

※改訂手引きのホームページ掲載までは以下の説明に基づいて申請書類をご準備ください。

- 1 令和2年10月1日から「適切な社会保険に加入していること」が許可要件となります。
○令和2年10月1日以降の申請（更新申請を含む）については、適切な社会保険に加入していることが許可要件となり、加入していない場合は許可を取得することができません。更新申請についても加入していない場合、許可を更新することができません。

○省令様式第7号の3（「健康保険等の加入状況」）の記載方法

※旧省令様式第20号の3（以前の「健康保険等の加入状況」）とは記載方法が変わります。

※未加入については、社会保険の加入が許可要件化したため、記載対象ではなくなります。

保険の加入状況	(参考) 旧様式20号の3
適用事業所、適用事業の届出を行っている場合・・・1	1（変更なし）
適用が除外される場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	3
一括適用の承認に係る事業所・・・・・・・・・・・・・・・・3	1

○保険の加入状況に変更が生じた場合、2週間以内に変更届の提出が必要です。

※変更内容が従業員数のみの場合は、事業年度終了後4カ月以内の決算変更届の提出の際に届出を行ってください。

2 確認資料について

※令和2年10月1日から確認資料は提示ではなく、提出となります。
※確認資料については、直近月又は直近分の写しをご提出ください。

(1) 健康保険・厚生年金保険

- 健康保険の加入状況によって、事業所整理番号・事業所番号の確認できる下記のいずれかの資料の写しをご提出ください。

ア 健康保険（全国健康保険協会）に加入の場合
・納入告知書 納付書・領収証書の写し
・保険納入告知額・領収済通知書の写し
・社会保険料納入確認（申請）書（受付印のあるもの）の写し
・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

イ 組合管掌健康保険に加入の場合
・(健康保険について)健康保険組合発行の保険料領収証書の写し ・(厚生年金保険について)上記アのいずれか
ウ 国民健康保険に加入の場合
(厚生年金保険について)上記アのいずれか

(2) 雇用保険

- 雇用保険の労働保険番号を確認できる下記のいずれかの資料の写しをご提出下さい。

「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「領収済通知書」の写し 「労働保険料等納入通知書」及び「領収済通知書」の写し
--

3 参考

(1) 健康保険・厚生年金保険

- 法人又は家族従業員を除く従業員が5人以上の個人事業主の場合は、原則適用事業所になります。
- 健康保険については、適用事業所であっても、事業主が健康保険適用除外承認を申請し、年金事務所が承認した場合、適用除外承認を受けることができます。
(全国土木建築国民健康保険組合等)

(2) 雇用保険

- 1人でも労働者を雇っている場合、法人、個人事業主の別なく雇用保険の適用事業所となります。
- 法人の役員、個人事業主、同居の親族のみで構成される事業所の場合、雇用保険は原則適用除外となります。

<参考>健康保険等の加入状況（様式第7号の3）記入例

様式第七号の三（第三条、第七条の二関係）

（用紙A4）

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
 (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出します。

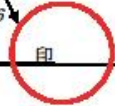
不要なものは削除してください。

地方整備局長
 北海道開発局長
 大阪府 知事 殿

申請者 大阪府住之江区南港北1-14-16
 大阪建設 株式会社
 届出者 代表取締役 大阪 太郎

建設業許可申請書（様式1号）の申請者印
 と必ず同一印を押印します。

令和 年 月 日



許可番号 国土交通大臣 知事 許可（般一）第 _____ 号 令和 年 月 日

（営業所毎の保険の加入状況）

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本社	8 人 (4 人)	1	1	1	健康保険 〇〇健康保険組合	厚生年金保険 〇〇〇 〇〇〇〇〇
堺支店	2 人 (0 人)	3	3	3	健康保険 本社一括	厚生年金保険 本社一括
					雇用保険 本社一括	
					健康保険	
					厚生年金保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	10 人 (4 人)					

代表者・役員・個人事業主や建設業以外(兼業)の者も含む、すべての常勤人数を記載してください。
 ()内は常勤の役員・個人事業主・同居親族の人数を記載して下さい。

・健康保険・厚生年金保険は「事業所整理記号・事業所整理番号等」を記入
 ※健康保険組合に加入の場合「健康保険」の欄に組合名を記入
 (例 〇〇健康保険組合)
 ・雇用保険は「労働保険番号」を記載し、それらについての確認書類を提出してください。

<注意>

- ◎「保険の加入状況」欄の記載方法が変わります。
 適用事業所、適用事業の届出を行っている場合..... 1
 適用が除外される場合..... 2
 一括適用の承認に係る営業所..... 3
- ◎旧様式では提示書類だった確認書類が提出書類になります⇒詳細については別紙を参照
- ◎記載要領7、8、9も併せてご確認ください。

令和2年10月1日から改正建設業法が施行され、全ての適用事業所又は適用事業について、適用事業所又は適用事業であることの届出を行うことが許可要件となりましたので、ご注意ください。